

高教組第 20-20 号

2020 年 7 月 8 日

沖縄県高等学校長協会

会 長 富里 一公 様

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合

執行委員長 仲宗根 司



学校閉庁日における年休等の取得にかかる要請

平素より沖縄県の教育の発展並びに教職員の勤務条件改善にご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、沖縄県教育委員会は教職員の長時間勤務の縮減とワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、全ての教職員が連続した年次有給休暇等を確保できるよう、2019 年度から学校閉庁日及びリフレッシュウィークの取組を実施しました。学校閉庁日は原則として全ての教育活動を行なわないものとされ、県立学校の多くが学校を閉じ勤務できない状況にあります。

「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」にもとづき、教職員が長期休暇を取得できる環境を整えるという趣旨はよく理解できます。しかし、職員の服務上の取り扱いは年次有給休暇等で対応することとなっており、年次有給休暇等を強制的に取得させられる事態が生じています。

本来、年休取得は労働者の権利であり、労働者自身が取得時季を申し出るものです。使用者が年休の時季指定を行う場合であっても、労働者の意見を尊重し、労働者が希望する時季に年休を取得させるよう努めなければなりません。(労働基準法第 39 条 8 項) よって、学校閉庁日に管理者が年次有給休暇等の取得を命ずることはできません。学校閉庁日はあくまでも休みやすい環境をつくり、休暇の取得を促すことが目的です。

コロナ禍で特定の時期に観光客が偏らないよう休暇取得の分散化が閣議決定され、学校閉庁日に教職員が勤務することも可能にしなければなりません。

つきましては、年休権行使の性格に鑑み、教職員が気持ちよく年休行使ができるよう下記のとおり要請いたします。

記

1. 学校閉庁日であっても教職員が年次有給休暇等を強制されないよう、教職員が勤務できる環境も整えること

以 上